



Title	責任能力論における精神の障害について
Author(s)	森, 裕
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46562
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	もり 森 ひろし 裕
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 9 9 7 2 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 18 年 3 月 24 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	責任能力論における精神の障害について
論 文 審 査 委 員	(主査) 助教授 安田 拓人 (副査) 教 授 佐久間 修 助教授 松田 岳士

論 文 内 容 の 要 旨

責任能力判断については、大審院昭和 6 年 12 月 3 日判決を契機として、生物学的要素と心理学的要素から成る、いわゆる混合的方法が踏襲されているが、生物学的要素については、「精神ノ障碍」という文言のみが判示されるに留まり、具体的内容については明らかではない。本論文は、生物学的要素が列挙されているドイツ刑法 20 条および 21 条を手掛かりに、ドイツ精神医学の伝統的な見解とされるシュナイダーの疾病論・精神病理学理論と、操作的診断基準である DSM-IV の理論および ICD-10 の理論との比較検討を行い、わが国における責任能力判断が行われた判例の検討を加えながら、責任能力論における「精神の障害」の内容を明らかにしようとするものである。また、明らかにされる「精神の障害」の内容を踏まえ、責任能力判断方法を、方法論といった観点から再構成を行ない、責任能力論における「精神の障害」の意義についての提示を行うものである。

本論文は、6つの部分から構成される。

まず、「はじめに」では、本論文の主題と、構成および研究方法論を明らかにする。そこでは、責任能力の本質を有責行為能力として捉え、責任能力判断における生物学的要素の意義が問題になることを指摘し、精神医学的な観点から生物学的要素の内容を明らかにすることを主題とすること、そして、この主題に向けて、混合的方法を採用してきたドイツ立法例とわが国の判例を題材に、シュナイダーの理論と現代の精神医学の理論との対比を行うこと、また、それらの検討を踏まえ、事実に判断と規範的判断という方法論に依拠しながら、責任能力判断方法の再構成を行うこと、さらに、責任能力論における「精神の障害」の意義を明確にすることを述べる。

第一章では、責任能力の本質は、認識能力と制御能力であることを、行為者の意思に着目することによって示し、①生物学的要素の定義の問題、②新規精神疾患名の生物学的要素への該当性存否の問題、③病因論から生物学的要素への該当性存否の問題、④精神疾患を持つ人はその精神状態像或は精神症状の内容に関わらず生物学的要素の主体足り得るのかという問題、⑤生物学的要素の内容は、精神疾患を持つ人であるのか、それとも、精神状態像或は精神症状であるのかという問題、⑥治療適応性・治療可能性がなく責任無能力とされた場合の処遇の問題、⑦症候論の観点から、責任能力が減弱、或は欠如することがある「情動行為」や「病的酩酊」についてどのような内容が責任能力判断に影響を与えているのかという問題、⑧DSM-IV などの換作的診断基準の導入により、精神疾患の合併診断 (comorbidity) が指摘されているが、そのような精神医学的診断がなされた場合、責任能力判断への影響、刑事政策及び精神医療への影響という問題を、シュナイダーの理論と現代の精神医学の水準との比較を通じて検討を行い、生物学的要素の内容は、「認識能力と制御能力という心理学的要素に影響を与え得る精神状態像或は精神症状」である

ことを示す。

第二章では、第一章において明らかにされた生物学的要素の内容、最高裁昭和 58 年 9 月 13 日判決の内容、そして、精神鑑定事例の検討を踏まえ、鑑定人である精神科医が行う事実的判断と裁判官が行う規範的判断を方法論の観点から明確に定義し、それぞれの方法論における判断対象を検討し、事実的判断を行う精神科医が認識主体や制御主体という心理学的要素の判断を行うことの妥当性を示す。

第三章では、これまでの検討を踏まえ、「精神の障害」について、①純粹に精神医学的に把握される「精神の障害」の領域、②責任能力論に関連する「精神疾患名」が生じさせることのある「認識能力と制御能力という心理学低要素に影響を与え得る精神状態像或は精神症状」の領域、③情動行為や病的酩酊において生じる「認識能力と制御能力という心理学低要素に影響を与え得る精神状態像或は精神症状」の領域、の三つの領域から構成され、責任能力論における「精神の障害」とは、②と③の領域のみが該当することを示し、事実的判断と規範的判断という方法論に基づきながら、責任能力判断の具体的プロセスを明らかにする。

第四章では、責任能力論に関連する「精神の障害」の意義と機能について、「精神障害者」という用語の存在に着眼した検討を行い、刑法 39 条の適用が考慮される様々な事情の中で、精神医学という経験科学によって明らかにされた、刑法 39 条が適用される可能性についての指標を有しているに過ぎないことを提示する。

「おわりに」では、本論文の要旨を示すとともに、今後の課題として、責任能力判断において、鑑定人である精神科医に求められる、生物学的要素の判断と認識主体や制御主体の判断の具体的方法論が、精神医学だけではなく広く神経科学の知見を駆使しながら明らかにされることの必要性を提示する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、わが国の判例・学説上、心神喪失・心神耗弱を認めるための不可欠の要件とされている「精神の障害」の要件につき、精神科医・医学博士としての学識・経験をも踏まえ考察を行ったものであり、従来のわが国の刑法学において、必ずしも理論的検討が深められていなかった問題に関する本格的研究として重要な意義が認められた。

本論文の骨子の第 1 は、伝統的なクルト・シュナイダーの精神異常二分論を基礎にし、疾患名を重視した形で責任能力を判断することにはもはや限界があるとみる立場から、精神状態像・精神症状を重視した責任能力判断を行うべきことを説くものであるが、その分析は伝統的な議論と近時の DSM 基準による議論を詳しく比較検討する、極めて手堅いものであり、とりわけ、①「身体的原因は様々なレベルにおいて想定可能であり、一義的でなく、こうしたものの有無に決定的意義を認めた責任能力判断は妥当でない。覚せい剤中毒残遺症のように伝統的見解によるか DSM によるかで精神疾患名が異なることもあり、これに重要な意義を認めることも妥当でない。」、②「精神疾患の合併診断の場合には精神疾患名と責任能力判断を 1 対 1 で対応させた判断は困難であり、精神状態像・精神症状に着目した判断をせざるをえない。」という論拠は、責任能力判断における「精神の障害」とは「認識能力と制御能力に影響を与え得る精神状態像或は精神症状」であるとの結論を説得的なものとしている。「精神の障害」については、従来から、医学的病気概念と法律性病気概念の対立がみられるが、本論文は後者の見解に精神医学の現代的状況をふまえて詳細な論拠と明確な意義づけを与えるものであり、高い評価に値するものと判断された。

本論文の骨子の第 2 は、鑑定人が行う事実的判断と裁判官が行う規範的判断の内容を整理・検討した上で、認識・制御能力の構造を、認識・制御主体と認識・制御可能性に分けて論じる刑法学説に依拠し、自ら再構成した「精神の障害」の内容は、認識・制御主体と重なっており、これは事実的判断を行う精神科医が判断するべきだとするものである。この部分は、当該刑法学説を祖述するもので、新味に乏しいという一面が否定しきれないほか、論述に含まれる「事実的判断」「規範的判断」という言葉の用い方には不確かなものがみられるが、本論文の重点は、量的に 3 分の 2 を占める、骨子 1 に対応する第二章に置かれており、論文全体の価値を必ずしも損なうものではないと判断された。

こうして、本論文は、従来の刑法学における責任能力論を確実に一步深化させる重要な意義をもつものであり、内容の相当部分を精神医学的な考察が占めるものの、「法学」の博士号を授与するに足りる十分な業績であると一致して判断された。